

25
まもろう
憲法25条

いのちのとりで裁判 全国アクション NEWS



発行:いのちのとりで裁判全国アクション事務局
TEL:06-6363-3310/FAX:06-6363-3320
〒530-0047 大阪府大阪市北区天満3-14-16
西天満パークビル3号館7階あかり法律事務所
弁護士 小久保哲郎

いのちのとりで [Q 検索](#)

27号 2023年10月発行

広島地裁勝訴で12勝目！



広島地裁も保護基準引き下げは違法と断じる

10月2日、広島地方裁判所は、2013年からの生活保護基準の引き下げは違法と判断し、生活保護費減額処分を取り消しを言い渡しました。

原告は「今日は晴れやかな気分です」

地裁門前で判決を待っていた支援者たちは、弁護団が掲げた「勝訴」「保護費引下げの違法性認める」の旗に、大きな歓声をあげて喜び合いました。原告の中村絹枝さんは「あ、勝てたんだと思ったとき、私、握りこぶしして、かみしました。とっても嬉しく感じました。9年間つづいたこの裁判。今日は晴れやかな気分です」と語りました。

国の判断は、裁量権の判断を逸脱

判決で、大浜寿美哉裁判長は「物価変動を指標として生活扶助基準の改定を行う場合には、専門技術的な考察に基づいて判断する必要がある。国の判断は、統計などの客観的な数値との合理的な関連性や、専門的知見との整合性を欠いていて、裁量権の範囲を逸脱しており違法」と断じました。

「亡くなった11人の原告もともに喜んでいる」

判決直後に開かれた報告集会には120人が参加。原告団長の津村健太郎弁護士の「私たちは12地裁で勝利している。国に早急な政策の変更を求める」とのコメントにつづき、弁護団事務局長の石井誠一郎弁護士は「亡くなった11人の原告、急死された弁護団前事務局長も一緒に喜んでいると思う」と話しました。青木貴央弁護士は「みなさんが、自身の生活ぶりを自分の言葉で訴えたことが、大きな力になりました」と、尋問での原告の努力を賞賛しました。

「今生きている人を大切にする社会に」

はじめて参加した藤原由花さん(30代)は、「低賃金長時間労働で体を壊した経験から私も生活保護を受給するかもしれない、他人ごとではないと思い、このたびの行動に参加しました。生存権そのものとも言える裁判に9年もかかっていること、原告や弁護団前事務局長が亡くなってしまったことを知り、ショックでした。もっと早く判決が出ていれば、と思わずにいられません。今生きている人間を大切にする社会になって欲しい」と語りました。

秋晴れの空にくっきり映える「勝訴」の文字

広島生活保護裁判を支援する会代表の佐々木宏さんは、「秋晴れの空にくっきりと映える「勝訴」の文字を前に、原告、弁護団ほか広島生活保護裁判支援の会に関わる者一同、晴れやかな心持ちでおります。判決では、ゆがみ調整の件や原告一人の訴えが却下になったことなど課題は残りましたが、生活保護基準引き下げは不当であるという私たちの要求の核心は認められました。全国各地の皆さんからのご支援に感謝申し上げます。各地で闘う皆さんに広島からエールを送りたいと思います。この裁判を共に勝ち切りましょう」と力強く訴えました。



(秋晴れにくっきり映える「勝訴」の文字)

生活保護裁判を支援する会
平野百合子

※本記事は、全国生活と健康を守る会新聞に寄稿した記事を転載したものです。



今後は、11月30日(木)午後3時に名古屋高裁で言い渡される2件目の控訴審判決の帰趨が注目されます。また、12月14日に那覇地裁、2024年1月15日に鹿児島地裁、1月24日に富山地裁でそれぞれ判決が予定されています。(全国事務局)

※全国の判決、当会の動きは、いのちのとりで裁判全国アクション HP に掲載しています。どうぞご覧ください。

<https://inochinotoride.org/>

広島原告団らが厚労省交渉へ



広島地裁の勝訴を受けて、翌10月3日、厚生労働省保護課への要請と記者会見を実施しました。広島から原告の中村絹枝さん、金広孝史さん、津村健太郎弁護士、石井誠一郎弁護士事務局長、浅利陽子弁護士(広島生活保護裁判を支援する会事務局長)、広島生活と健康を守る会連合会から濱口郁子さんが上京。共同代表の尾藤弁護士、前田全生連副会長、事務局長の小久保弁護士、神奈川弁護団の飯田弁護士らとともに要請しました。

亡くなった原告11名の名前を読み上げて

冒頭、提訴した63名の原告のうち亡くなった11名のお名前を読み上げて切々と訴えたものの、保護課課長補佐は判で押したように「関係省庁、自治体と協議の上、適切に対応したい」とするだけでした。

記者会見では記者から共感

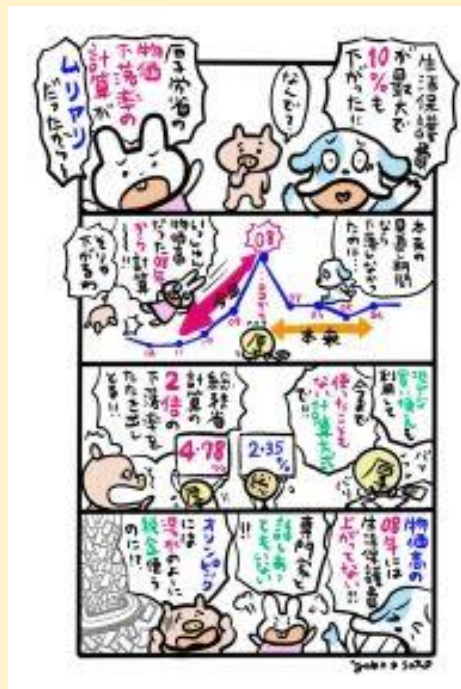
要請後の記者会見では、政治的解決を含めた早期解決を求めていることとともに、今の保護基準の定め方がおかしいことも報道してほしいと力説しました。生活保護基準ではまともに暮らせていないのに、低所得層の消費水準と比較した結果、「低所得層の消費実態と比べて高齢保護世帯は8%も保護基準が高い」から保護基準を引き下げるといってもない生活保護基準部会の検証結果になっているためです。記者からは共感の感想も寄せられました。(全国事務局)

大阪の悔しさは名古屋で返す

—11月30日(木) 名古屋高裁判決—

最初で最悪の名古屋地裁判決

2020年6月、「いのちのとりで裁判」のトップを切って名古屋地裁で判決がありました。この判決は「自民党の政策は、国民感情や国の財政事情を踏まえたもの」だと生活保護バッシングをそのまま認めてしまう安倍政権忖度の判決でした。さらに「多くのものは食事を3食とっており、外食することもある」と憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」から「健康で文化的」をわざと外しています。裁判では岩田正美名誉教授が「デフレ調整について基準部会は容認などしていない」と証言しましたが、「社会保障審議会等の専門家の検討を経ることを義務づける法令上の根拠は見当たらない」と、全て厚労大臣の裁量としました。



控訴審で新たな闘い

弁護団は直ちに控訴し、新たな闘いを始めました。「争訟ネット」で全国の重要裁判に位置付けてもらい、控訴審弁護団会議には全国の弁護士に参加いただいています。地裁ではことごとく国の言い分が認められてしまったため、控訴審ではたいへん多くの争点で争ってきました。

「物価偽装」で反撃

私たち「支援する会」はより多くの市民に問題点を知ってもらうため裁判所外での取り組みを進めました。特に裁判で問題となった「生活保護CPI(物価指数)」の問題点を徹底的にあげることになりました。2013年12月の中日新聞1面に「厚労省 物価下落率高く算出 生活保護減額 300億円多く」の大見出しで記事を書いた白井康彦記者がその後も『生活保護削減のための物価偽装を糾す!』(あけび書房、2014年)『誰でもわかる「物価偽装」教室』(風媒社、2022年)を出版。これをもとに地元のマンガ家に厚労省の手口を4コマ漫画にしてもらい、毎回の市民宣伝で訴えてきました。

9地裁が「デフレ調整」の問題を指摘

名古屋判決以後2年間は大阪地裁を除く7地裁で同様の不当判決が続きましたが、2022年5月熊本地裁からは11地裁で勝訴しています。このうち9地裁が、いわゆる「デフレ調整」の計算方法の問題を指摘しています。

10月30日生活保護「物価偽装」シンポ開催

名古屋でのたたかいは残すところわずかとなりました。支援する会では毎月25日のいのちのとりで全国アクションに加え、もう一日裁判所前の早朝宣伝と昼の市民宣伝を行っています。10月1日には愛知県弁護士会主催で「日弁連貧困問題全国キャラバン市民シンポジウム」が開催され、作家の雨宮処凛さんとのトークセッションが開催されました。判決の一カ月前となる10月30日には「〇〇〇でもわかる生活保護『物価偽装』」シンポ(仮称)も開催します。

生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会

樽松佐一

権利はたたかう者の手にある 岡山で中央社会保障学校開催

朝日訴訟の地で学ぶ

「権利はたたかう者の手にある一朝日訴訟の精神をあらためて学び、暮らしにいかそう」をテーマに、第50回中央社会保障学校を岡山市勤労者福祉センターとオンラインを結んで開催しました。中央社保協と現地実行委員会が主催しました。

岡山は、日本国憲法のもとで初めて生活保護基準の低さを違憲違法だと訴えた朝日訴訟原告の朝日茂さんが療養していた地です。今回の中央社会保障学校は、その朝日訴訟と、いのちのとりで訴訟を学びの中心においた機会でした。

第二の朝日訴訟といえるいのちのとりで訴訟

1日目(9月16日)は、NPO朝日訴訟の会長の則武透弁護士が生存権の保障を求めた朝日訴訟のたたかひの歴史から今日学ぶべき教訓を講演。

「人間に値する生存」と憲法25条を念頭においた東京地裁・浅沼判決の画期的内容や、弁護士や専門家の活動、国民運動の広がりにつれました。「いま第二の朝日訴訟といえるいのちのとりで訴訟がたたかわれている。裁判を支援し国民運動になれば世の中を変える原動力になる」と語りました。



(記念講演をする則武透弁護士)

「生活バッシングがひどい世の中を変えていきたい」

2日目(9月17日)のシンポジウム「生活保護基準引き下げ違憲訴訟では何が問われているのか」では、生活保護基準引き下げ違憲訴訟・岡山訴訟弁護団の森岡佑貴事務局長が、同訴訟が全国29地裁30裁判で争われ、21地裁判決のうち11地裁(その後12地裁に)で原告が勝利していると説明しました。パネリストの岡山訴訟原告の女性(76)は、「裁判でたたかう以外に苦しい生活から逃れられない。食事、衣服、孫に会うための交通費が大変。それなのに生活保護バッシングがひどい。こういう世の中を変えていきたい」と訴えました。



社会保障は生活要求から出発すべき

訴訟の証人尋問に立った志賀信夫県立広島大学准教授、陳述書を作成した林道倫精神科神経科病院の精神保健福祉士の上村真実氏が報告。志賀氏は、「社会保障は財源論が強調されるが、私たちの生活をよくしてくれとの要求から出発すべきだ」と強調しました。上村氏は、「陳述書を提出してから病院の後輩らがチラシ配布や口頭弁論の傍聴をするようになった」と語りました。

人間らしく生きたい！人間裁判ささえる岡山の会
森本忠春

<いのちのとりで裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：(個人)1口500円、(団体)1口1000円

〈口座〉○ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション
○他金融機関からの振り込みの場合 【店名】408(読み ヨンゼロハチ) 【店番】408
【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧になれない方は

①個人or団体の口数、②名前(所属)
③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを
ご記入の上、いのちのとりで
裁判全国アクション事務局まで
FAX(06-6363-3320)してください。